

日本紀講書における「当講尚復」 ——元慶講書の政治史意義に触れて

梁 暁 奔

はじめに

養老四年（七二〇）の撰進以降、奈良・平安時代にわたって、『日本書紀』を講読する行為、いわゆる「日本紀講書」は、合計七回行われた。それぞれの開催年は、『新日本紀』卷一所引の康保二年外記勘文「日本紀講例」によると、養老五年（七二二）・弘仁三年（八一二）・承和六年（八三九）・元慶二年（八七八）・延喜四年（九〇四）・承平六年（九三六）の六回に加えて、当の康保二年（九六五）である。正史やその他の史料を引き合わせれば、年代記載に多少の齟齬があるが、養老講書を除き、弘仁以降の講書がほぼ三十年間隔で行われ

たことは確かである。これまでの研究史がこの六回の講書を均質的・連続的なものとして捉える傾向が強いのは、この三十年間隔が一つ重要な理由に違いない。

一方、元慶以降の日本紀講書は、出席者・場所・儀礼などの側面から見て、それ以前の講書と明確な隔たりが見られる。すなわち、（一）それ以前の講書が十人程度の下級官人を中心に行われたことに対し、元慶以降の講書は大臣以下の公卿が列席し、更に弁官・少納言・外記などの聴衆に囲まれる中、博士と尚復（都講とも）によって行われたことになる（二）それ以前の講書が内裏以外不特定な場所で行われたことに対し、元慶以降の講書場所は内裏以内の宜陽殿（東廂）に定着する（三）竟宴和歌をはじめとする一連の講書儀礼は、

元慶以降の講書にのみ確認できる、などの違いが取り上げられる。これらの違いは古くから太田晶二郎氏²⁾や関晃氏³⁾によって指摘され、周知の事実となつていると言える。

しかし、これらの変化は「定例化」や「儀式としての成熟化」と解釈されることが多く、何故これらの変化が元慶講書を契機に発生したのかを問題として掲げる論考は稀である。⁴⁾「日本紀講書の変遷」という視角の有効性は、ここに明白に示されているが、それによつて灯台下暗しになつたものはないか、というのが本稿の問題意識である。

日本紀講書は、「講筵」という別名を持つ。それは、「経筵」、つまり前近代の中国や朝鮮に見られる儒学経典を進講・教授する行事から派生する呼称である。それを受けて、今までの研究は日本紀講書を、博士を主講者に据えて、その教えを受ける一連の聴講者という構造で理解することが殆どである。このような理解を踏まえる限り、日本紀講書の性格や意義をめぐる思考は、如何にしても限定されてしまう部分があるう。

ここで本稿では、日本紀講書における発言の主体を確認するため、「当講尚復」の役割に着目する。その説明によつて日本紀講書の諸参加者の役割が大きく入れ替えられ、従つて講書の性格や意義を再考する必要が生まれてくると考える。結論を先取りして述べると、以下の三点になる。

(1) 「尚復」の役割について、これまでは漠然と三・四人の学生に担当された、「博士の補助役」あるいは「講書の進行役」と理解されてきたが、その具体的な役割分担は解明されていない。本稿では三・四人の「尚復学生」と一人の「当講尚復」の存在を指摘し、それが三・四人の学生が順番に「当講尚復」を務めることを指摘する。この「当講尚復」の役割は、博士と質問回答を繰り返すことによつて講書を進行させることであるが、この順番構造こそは、日本紀講書の性格を理解するための鍵であると強調したい。

つまり、従来のイメージでは日本紀講書を博士による一方的な「伝授」を学生・公卿等が受けるという理解が強いが、それに対して本稿は、むしろこの三・四人の尚復学生の方こそ、講書における発言の主体であると強調したい。今風で言えば、従来のイメージでは日本紀講書は偉い学者による特殊講義や講演会のようなものと理解されているが、本稿では、それが三・四人の若手研究者による、輪読会形式のゼミ報告であると同時に、次期講書の博士の地位をめぐる自己表現の舞台でもあるというイメージを提唱したい。

(2) このように、日本紀講書における発言主体の転換を認めれば、自然に浮上する次の課題は、各参加者の役割を再確認することであろう。尚復を務める学生は、その発言(質問)の内容や質によつて評価される。それに対して博士は、尚復学生の質問に如何に答えるかが、評価の基準となろう。そしてこの両者の問答を聞く公卿以下

一連の聴衆は、一方的な「受講者」ではなく、むしろ博士と学生を評価・裁量する立場にあることを提唱したい。この点において、公卿全員が出席するようになった元慶講書こそ、日本紀講書に画期的な変化をもたらしたものであると強調したい。

(3) 本稿では、元慶講書の一連の変化を、公卿の出席がもたらした必然的な変化と見る。元慶年間の政治状況・講書における藤原基経の行動を側写することで、元慶講書とは、藤原基経が自らの影響力拡大を図って、これまでの講書を利用・改造するものであり、一種の政治的な演出であるという視角を主張したい。

一、日本紀講書の基本状況と研究史

本論に入る前に、研究史整理を兼ねて、日本紀講書の基本情報、講書を研究するための基本史料などを紹介したい。

(一) 「日本紀講例」の影響

まず最初に、『日本紀』巻一に引用された、康保二年の外記勘文に注目したい。そこに歴次の日本紀講書の基本情報が、細かく記されているためである。

【史料1】『日本紀』巻一開題所引「日本紀講例」(『日本紀』の

引用は国史大系本による。以下同じ。)

養老五年

博士。或云不注。

竟宴。

弘仁三年繼成四歌 私記云四年云々。

博士。刑部少輔從五位下朝臣人長。今案作者太麻呂後胤歟。

竟宴

承和六年六月一日仁明

博士。散位菅野朝臣高年。亮平イ

建春門南掖曹司講之。

竟宴

元慶二年二月廿五日陽成

博士。伊豫介善淵朝臣愛成。

敷政門外宜陽東廂講之。竟宴序云右相府命秘書監善大夫於敷政門外宜陽東廂講日本紀。

竟宴。同六年秋八月。

序者。從五位下行大内記菅野朝臣惟肖。

歌人。兵部卿本康親王以下卅人。博士序者加之。

序云。中間相府轉太政大臣、秘書拜豫州別駕。壬寅歲秋八

月、相府率^二唱群公^一、聊行^二澆章之礼^一。

^{村上}康保二年八月十三日

延喜四年八月廿一日

博士。從五位下^{或云前下野守云々}大學頭藤原朝臣春海。

博士。撰津守橘朝臣仲遠。^{承平尚俊云々}
宜陽殿東廂講^レ之。

講所。不^レ注。

竟宴。

竟宴。^{同六年閏十月十七日。}

序者。從五位下行大内記兼周防權介三統宿祢理平。

歌人。兵部卿貞保親王以下卅六人。

序云。甲子歲降^二綸旨^一、令^二大學頭大夫^一說^レ之。始於四年秋

八月廿一日、終^二於六年冬十月廿二日^一。即閏十二月十七日、聊

屈^二師礼^一、以成^二竟宴^一。

^宋承平六年十二月八日

博士。從五位下行紀伊權介矢田部宿祢公望。

宜陽殿東廂講^レ之。

竟宴。^{天慶六年十二月二十四日(依「乱逆」運引)}

序者。從五位下行大内記兼近江權少掾橘朝臣直幹

歌人。中務卿重明親王以下卅七人。

序云。承平六年冬、令^二阿州別駕田大夫^一說^レ之。中間別駕累

遷^二美州、紀州^一。天慶六年伝授始畢。至^二其十二月廿四日^一、聊仍^二

旧貫之儀^一、以行^二澆章之礼^一。

一見すれば理解できるように、この外記勘文は、合計七回の日本紀講書の、開催時期・博士・講所などを細かく枚挙している。このような形で七回の日本紀講書を提示されたことに影響されたのか、これまでの研究は、特に講書の性格や意義を論じるにあたって、以下のような二つの方向性が見られる。

一つは、この数回の講書を全体的に捉え、その連続性・一貫性を強調する傾向である。なかでも、日本紀講書は単なる訓詁注釈の学問でなく、講書の目的を「古代史の再建」として、講書間の一貫性を力説した関晃氏の研究が代表的である。そのほか、講書がほぼ三十年間隔で行われたことが、書紀講読の伝統を後世に伝える役割を果たしたと評価する坂本太郎氏の意見は、これまでの一般認識として存在する。

もう一つは、個別の講書を単独で取り上げ、その背景や意義を検討する傾向である。なかでも弘仁講書を取り上げる研究は圧倒的に多い。その代表として、弘仁講書と新撰姓氏録の撰述の関連性を取り上げ、平安初期の氏姓問題に弘仁講書の歴史的意義を求める田中

卓氏⁶の研究があげられる。次節で触れるいわゆる「弘仁私記」や「弘仁私記序」の真偽問題も絡めて、弘仁講書の関連史料が比較的も多いことも理由の一つであろうが、個別研究が弘仁講書に集中した根本的な原因は、やはり弘仁講書が平安時代に入つて初めての講書であり、それ以降の講書を形作ったという認識にあると考えられる。弘仁以外の講書を個別的に取り上げる傾向は、近年になつて見られるようになるが、現在単独に検討対象とされたのは、管見の限り養老講書と承和講書のみである。

養老講書に関しては、関連史料は『釈日本紀』や『日本書紀』の古写本に「養老私記」や「養老説」などとして引かれた僅か十条程度の逸文に尽きるため、長い間、歴史学で取り上げられることが殆どなく、一時ではその実在性すら疑わしいと考えられているが、近年では漢音政策と関わらせて検討した水口幹記氏の研究⁸、律令講書と関連させてその実在性を立証しようとする長谷部將司氏の研究⁹などが現れる。

承和講書に関しては、皇統論を関連付けて講書の意義を論じる長谷部將司氏の研究がある¹⁰。即ち、弘仁元年（八一〇）の薬子の変の直後に弘仁講書と、承和九年（八四二）の承和の変の直後に承和講書が行われたため、この二回の講書には、両統迭立状態の解消にあつた後の事後処理、あるいは政変を正当化させる目的があるという論理である。興味深い指摘であるが、しかしこの論理を取るために

は、まず承和講書が承和十年の開催であることを立証する必要があり、現状では承和講書の関連史料が少なすぎて十分に証明できていない難点があると思われる。

このように、養老・弘仁・承和講書を単独に取り上げる研究が現れているのに対し、元慶以降の歴次の講書を単独で取り上げ、その背景や意義を検討する論考は、管見の限り見当たらない。元慶講書以降の日本紀講書に関しては、「儀式の成熟化」あるいは「儀式としての講書の体制の確立」などで一括して検討されることが多いように思われる。

次に、日本紀講書の性格や意義に関して、その後の研究に大きな影響を与えた二つの学説を紹介しておきたい。古代の日本紀講書を「考証学」・「訓詁学」と評価した太田晶二郎氏¹¹と、それに反発して、講書の目的は「古代史の再建」であると力説した関晃氏¹²である。このように、両者の意見は一見相反しているが、両者に通底した認識も窺える。それを説明するために、両氏の説を詳しく紹介していきたい。

太田氏が日本紀講書を「考証・訓詁の学問」と評価したのは、中世以降の神道における日本書紀言説の氾濫を念頭に置き、考証・訓詁の古代、理気を重視する中世、そして理学に反動する近世の国学者という、長いスパンでの振子式的に往復する様子を描くためである。つまり、前近代における『日本書紀』研究全般を意識し、古代

の日本書紀講書の特徴を「考証学」・「訓詁学」と評価したわけである。この太田氏の見解は、家永三郎氏に受け継がれ、古代における日本書紀研究の性格に関する有力論説となる。近年のいわゆる「中世日本紀」もしくは「日本紀言説」研究の隆盛も、この太田説の延長線上に位置づけられよう。

この太田説に対し、古代の日本紀講書は単なる考証・訓詁の学問ではないことを強調したのは関晃氏である。その論理は以下である。日本紀講書では、特殊な読みが使用されており、それが漢文の翻訳や読み下してはいたため、いわゆる「考証」や「訓詁」に当てはまらない。この特殊な読み方は、『弘仁私記序』や『釈日本紀』で「倭音」・「古語」と呼ばれたため、それを書紀成書以前に存在したものと見て、日本紀講書の意義はこれらの「倭音」・「古語」の保存と、それを通しての「古代史の再建」にあると主張したのである。

両者の意見は、「考証・訓詁」のところのみを見ると一見相反しているが、講書を『日本書紀』の「研究」の一環と捉えることに着目すれば、通底する内容はある。前近代の『日本書紀』の研究史を通して古代の特徴を強調した太田説と、古代に集中して講書の意義を評価した関説、とまとめられよう。このように、日本紀講書を、学者による『日本書紀』を研究する活動、あるいは『日本書紀』に関する知識を伝授する活動と見なす視角は、これまでの研究に大きな影響を与えたとと言える。

以上、日本紀講書に関する先行研究を、特に講書の目的や意義に言及したものを中心に概観した^⑤。それを通して確認できるのは、歴次の講書間の一貫性を強調する傾向の強さである。それを端的に示すのは、元慶以降の日本紀講書の開催理由を検討する論考が、殆ど見られないことである。

無論、元慶講書が諸々の側面においてそれ以前の講書と明白に區別でき、それ以降の講書を大きく規定した、かなり特筆すべきものであることは、研究者の間の常識である。にもかかわらず、これまでの研究では、講書における連続性を強調するあまりに、元慶講書における一連の変化は「儀式次第の整備」や「儀礼の成熟化」などとしか評価されず、このような変化が発生した理由についての思考は殆ど見られない。本稿では、このような問題意識に基づき、元慶講書を中心にその開催背景を取り上げ、元慶講書の一連の変化が持つ意義を検討したい。

(二)「日本紀私記」という史料

次に紹介したいのは、「日本紀私記」という史料である。それは、端的に言えば各回講書の講義録のようなものと考えられているが、その伝存状態や利用方法などに紛らわしい部分もある。後の検証でも、「私記」を頻繫に取り上げるため、本節ではこの史料、そしてそれをめぐる研究史を紹介したい。

十三世紀末に成立したと考えられる『本朝書籍目録』¹⁶に、

- 養老五年私記 一卷
 弘仁四年私記 三卷 多朝臣人長撰
 承和六年私記 菅野朝臣高平撰
 元慶二年私記 一卷 善淵朝臣愛成撰
 延喜四年私記 藤原朝臣春海撰
 承平六年私記 矢田部宿祢公望撰
 康保四年私記 橘朝臣仲遠撰
 日本紀私記 三卷

と記されたように、本来は講書ごとに「私記」が残されていたようである。しかし、「日本紀私記」はそのような形で伝来されていない。現在「日本紀私記」と言えば、国史大系に『日本書紀私記』という書名で収録されているものを指すか、あるいは『積日本紀』をはじめとする史料に引用された逸文を指す場合が殆どである。以下、関連研究の紹介も込めて、「日本紀私記」について説明する。

国史大系の中には、『日本書紀私記』と題したものは四つ存在し、甲本・乙本・丙本・丁本と呼ばれている。そのうち甲本と乙本・丙本は『日本書紀』の単語を抄出した和訓集的なものであり、丁本のみが問答集の形式を取っており、登場人物から推量するに承平年間

の問答と考えられる。逐次に見て行きたい。

甲本は、水戸彰考館にある写本を底本にしたものであり、神代から持統朝までの『日本書紀』全巻にわたって単語を取り出し、その訓読を仮名で記している。その冒頭で「弘仁私記序」と題する序文があるため、「弘仁私記」との関係を連想させる。従って関連研究の多くは、この「弘仁私記序」の信憑性や史料価値、活用方法などに照準を合わせたものか、あるいは国語学の方法を用いて甲本の仮名と平安初期の仮名遣いを比較し、甲本と「弘仁私記」との関係論じるものである。¹⁷ 前述したように、弘仁講書が平安期における日本紀講書の発祥と考えられてきたことも、この甲本と弘仁講書の関係に着目する研究動向の一因と考えられよう。

次に乙本と丙本と呼ばれるものであるが、これもまた水戸彰考館の写本を底本にしたものである。乙本は神代の上下二巻の訓を、丙本は神武天皇から応神天皇までの訓を、万葉仮名で記したものである。甲本と同じく和訓集的なものであるため、関連研究は訓読史による関心か、¹⁸ あるいは写本の書誌学研究¹⁹が多く、講読の場を復原するために甲・乙・丙本を用いることは殆どない。

このような和訓集としての特徴が強い甲・乙・丙本に対して、丁本は、断片的ではあるが、日本紀講書における問答を漢文体で記しているものになる。その文脈の中に「参議紀淑光朝臣」や「左少弁大江朝臣朝綱」が見えるため、承平年間の講書の記録と推定される。

その内容は、『日本書紀』の書名や編纂資料など、開題に属するものから、神代巻の初頭（具体的に言えば磯馭慮島）までの問答しか残っていないが、『釈日本紀』と対照できるため重要な史料価値を持ち、²⁰⁾ それを用いて承平講書、そして講書全般の流れを復原する研究がなされている。²¹⁾

そして、この国史大系に収録された『日本書紀私記』以外に、『釈日本紀』や『倭名類聚抄』などの書物に、「私記云」という形で引用された「日本紀私記」逸文が存在する。なかでも『釈日本紀』に引用された「私記」逸文は、圧倒的な分量を持つ。日本紀講書の具体像を検討するために、『釈日本紀』に引用された私記逸文は、最も重要な史料であると言える。

『釈日本紀』に引用された「私記」逸文は、単に「私記曰」で始まる場合が殆どであり、それがいずれの「私記」であるかを明記する場合は極端に少ない。従って、それを利用しようとする際にまず考慮しなければならないのは、その「私記」がどの講書に所属するか、という問題である。この問題に関しては、太田晶二郎氏の先駆的な研究が幾つもの重要な見解を提示し、それ以降の研究を大きく啓発したため、太田説を詳しく紹介しておきたい。

太田氏は、(1)『釈日本紀』に見える、単に「私記」と記された問答の殆どが、元慶年間のものであること、(2)その元慶年間の私記の撰者が、尚復学生の一人、矢田部名実比定できること、(3)

『釈日本紀』に見える私記の複雑な引用状態は、「元慶の問答を録した既成の私記に後から公望が案を書き加えた二段構成」によること、そして(4)元慶私記の編者と比定された矢田部名実は、「愚案云」・「愚実案」などの書き出しで自分の意見(以下、「名実案」)を残している。しかも「名実案」には二つの特徴があり、一つ目は、それが年代記事の錯誤や誤字・脱字の指摘が殆どであり、かなり癖のあるものである。二つ目は、何故か「名実案」が『釈日本紀』の第十四・十五巻、『日本書紀』で言えば第二十一巻から第三十巻の内容に集中している、などの重要な観点を提起した。

以上の問題提起は、石崎正雄氏²²⁾や粕谷興紀氏の個別研究を経て、神野志隆光氏²³⁾の研究にその到達点を迎えた。近年の認識は、以下の数点にまとめられよう。(1)『釈日本紀』に「私記」として引用されたものの殆どが、延喜講書に尚復学生として出席し、更に承平講書の博士を務めた矢田部公望によるものである(「田氏私記」、あるいは「公望私記」と称すること)、(2)「公望私記」の元には、元慶講書の尚復学生の一人、矢田部名実による「私記」(以下、名実私記)があること、(3)「名実私記」は単語を見出しに和訓と説明を加えた和訓集的なものであり、その内容は講筵の記録と講筵終了後の補訂がある。「公望私記」は、「名実私記」の本文の後に「私案」・「公望案」など自分の意見を書き加えるという形であること、(4)このように「公望私記」に内包された「名実私記」は単独で伝来する必

要がなくなり、『積日本紀』の作成段階では「公望私記」のみが伝来していたこと、(5)従って『積日本紀』が単に「私記」といつて引用したのは、基本的にこの「名実私記」を内包した「公望私記」となる。そして「公望私記」を利用するにあたり、公望の書き入れと「名実私記」を区別するために現在の書式を取った、それが現在の『積日本紀』に見える、複雑な引用関係の正体である。

つまり、『積日本紀』に散見される「私記」は、多量の素性不明な「私記」を切り貼りして集めたものではなく、重層的に累積してきた一つの私記、即ち『倭名類聚抄』の序文に「古語多載、和名希存」とされた「田氏私記一部三卷」を基にしていると考えられる。この発見は、『積日本紀』という書物、そして日本紀講書の形式を理解する上で、重要な発見であることは言うまでもない。これによつて、「私記」の内容を利用して、日本紀講書の現場を解明する研究が、近年進められてきたと言える。次節では、それを概観していきたい。

(三) 「倭音」・「古語」の議論を超えて——日本紀講書の場の復原

そして、日本紀講書の研究史を整理する際に避けて通れないのは、講書の場合を復原する試みである。中でもいわゆる「倭音」や「古語」の問題は、長い間一つ重要な論点となってきた。それは、講書では独特な読みが採用されているという事実を如何に解釈するか、そしてそれを如何に位置付けるか、という議論である。

早くから関晃氏は、私記の訓注の特徴として、漢語概念の訳出でなくまた文体も漢訳風でもないことを指摘し、それを論拠に、訓注は日本書紀本文以前の存在であることを提示した。つまり、講書で「倭音」・「古語」が利用されたのは、漢文以前にある口頭伝承を、講書を通じて保存しようとするためであり、そこに日本紀講書の意義がある、という論理である。この論理は長い間影響力を持っているが、近年になると、講書における「倭音」・「古語」の問題は、新たな「読み」を作り出す過程であるという論理が有力になる。その代表として、「倭語」の擬制を主張する神野志隆光氏や、「倭訓」が如何に賦与されたかを検討した福田武史氏²⁷⁾などがあげられる。

これらの議論の背後には、諸々の理由が複雑に絡んでいる。まずは訓読という技術の問題²⁸⁾、それに水口幹記氏がまとめたような、史料に忠実に実在性を見出す立場とテキストの外部存在の絶対性を疑う立場の対立や、更に「古層」としての日本の存否やその方法論としての有効性、国号としての「日本」や「日本とは何か」などの議論²⁹⁾に目を奪われやすいという問題もある。これらの問題意識が、関連する議論を呼び起こすと同時に、複雑に絡まった論点は、議論を膠着状態に陥らせる一因となっていることも認めざるを得ない。しかしその結果として、日本紀講書では独特な「読み」が使用されている、そしてそれが重要な論点であるという先入観を、研究者に植え付けたことは間違いないだろう。

このような膠着状態に陥った日本紀講書における「読み」の問題を回避するためか、近年の関連研究では、「読み」の問題ではなく講書で利用される書物に着目する傾向が見られる。津田博幸氏が検討した『先代旧事本紀』³¹⁾、関根淳氏が検討した『仮名日本紀』³²⁾などがその代表と言えよう。また、当時頻繁に行われていた漢籍講書との比較研究³³⁾や、竟宴の儀式次第や竟宴和歌を通して日本紀講書を検討する³⁴⁾など、多方面から日本紀講書の場合を復原する試みがなされている。

しかし、史料残存状態の制限により、漢籍の講書や竟宴儀礼は漢詩文などを通して垣間見ることしかできず、従ってその意義についての分析も自然に儒学理念の反映や共同体認識の構築など、具体像の分析に基づかない結論に帰結されやすい。それに対し日本紀講書は、「日本紀私記」に記された問答や『西宮記』に記された詳細な儀式次第など、比較的豊富な史料が残されている。それを基に講書の儀式進行を復原し、各参加者の役割を明確化にし、その上で日本紀講書の性格や意義を検討することは、王道な手法である。にもかかわらず、これまでの研究では、日本紀講書とは博士による講義であるという先入観が先行し、儀式進行の理解を妨げているところすらある。その代表は、次章で取り上げる「当講尚復」の役割の理解である。

二、講書の進行と「当講尚復」の役割

本章では、『西宮記』「講日本紀事」をもとに日本紀講書の進行を復原し、それに基づき「当講尚復」の役割を解明し、更には諸参加者の役割を検討する。本題に入る前に、『西宮記』に記された儀式進行は、大臣以下の公卿全員が出席しているため元慶講書以降のものであることを断っておく必要がある。

(一) 『西宮記』「講日本紀事」を読む

日本書紀講書の儀式次第を知るためには、『西宮記』の「講日本紀事」が基本的な史料となる。本章ではまず、それを利用して、講書の進行を復原する。

【史料2】『西宮記』「講日本紀事」（神道大系本による。説明の便宜上、番号を振った）

一 講日本紀事

(1) 大臣奉_レ勅定_二博士_一、又仰_二明経道_一承平紀伝一人、明経一人、令_二差進_三尚復・学生_一。定_二吉日_一、装_二東於宜陽殿東廂_一。

(2) 大臣南面東上_在北_{壁下}。大納言以下参議以上、東面北上_一列。

对_二納言座東端_一西面。設博士座。其南、西面設_二当講尚復・学生

等座。東孫庇小板敷有_二聴衆・弁・少納言・外記史并尚復・学生座_一。

(3) 時刻、大臣以下立_レ陣着_レ座起_レ伏座、各執_レ書卷、副_レ笏、入_レ自_レ東面、板戸、昇_レ殿着_レ座、納言者、自_レ南第一間、昇_レ次參議、入_レ自_レ東面、板戸、即_レ昇_レ座、自_レ南第一間、着_レ座。

座定、大臣召_レ外記、外記称唯、越立_二東戸内_一西面、是則、大臣入_レ戸也。大臣仰_下

可_レ召_レ博士之由其詞在、上_レ記。外記称唯出召。

次博士(着座)入_レ自_レ南小、戸、直_レ登_レ着_レ座。

次尚復(学生)等着座入_レ自_レ同小戸、着_レ東小板敷_一。

次聴衆・弁・少納言及召人等着座入_レ自_レ小戸、着_レ小板敷、同_レ上_一。

(4) 次当講尚復一人進着_二其座_一。

次博士・尚復披_レ書、大臣已_レ下皆披。

次尚復唱_レ文一声音、其、体高長之。

次博士講読了、尚復読訖。尚復・博士退出。

(5) 数年間講読畢毎講聴衆、免_レ難問、博士記_二見_レ参入_一、定_レ日設_二宴座於侍從所_一云々。

(1) は講書の事前準備段階に当たる。その段階で博士と尚復、学生が選定される。元慶以降の延喜・承平・康保講書の博士は、いずれも前回の学生から選出されたもので、前回の学生としての経歴が、次回の博士に選定される前提条件となつていふと考へられる。また、講書が宜陽殿東廂で行われたこともここで確認できる。公卿の内裏伺候が日常的となつた平安時代において、宜陽殿座は内裏内郭にお

ける公卿の本座である。

(2) は座席に関する記述になる。大臣は北側の壁のもとに座り、南面して東側を上座とする。大納言以下の公卿は西側に座り、東面して北を上座として一列に座る。大納言の向こうに博士と「当講尚復学生」の座が設けられ、西に面する。同じく北を上座とするためか、「当講尚復学生」の座が博士座の南にある。更に東の孫廂小板敷には、聴衆の弁・少納言・外記・史や尚復(学生)の座に加え、特例として講書への参加が許された(あるいは要求された)召人の座がある。³⁵⁾

(3) は、当日の着座の次第となる。大臣・納言・参議の順番で着座した後、博士が召され、その次に尚復学生、聴衆等が順番に着座する。

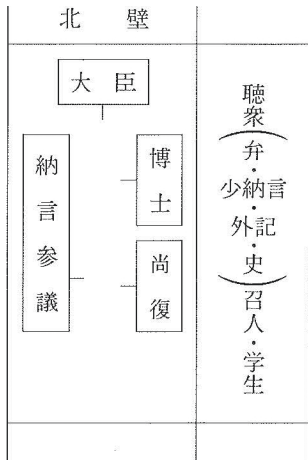
(4) は、講書自体に関する記述である。まずは、当講の尚復が、東の孫廂の小板敷にある座を離れて、進みて着座する。続いて博士・尚復と公卿が書を披く。次の「尚復唱文、博士講読、尚復読訖」は、尚復による、講読の開始と終了の合図である。つまり、尚復が「モン」と唱えてから講義が正式的に開始し、終わりに尚復が「ココマデ」と発声する、という一連の流れである。最後に講書が終わつて、尚復と博士が退出する。

(5) は、講書が終了した後に宴会、いわゆる竟宴を開くという記述である。『西宮記』ではその次に竟宴の儀式次第の記載が続く。³⁶⁾

以上のように一通り読むと尋常な儀式次第に感じるが、諸参加者の座席を図面に表示すれば、一つの違和感が浮上する。それは、『西宮記』の記事をそのまま読めば、「尚復学生」（次節で改めてその意義を論じるが、ここでは一旦句読点抜きの状態で使用する）の座が、二箇所¹に設けられていることである。博士の座の南に「当講尚復学生」の座があり、そして東孫廂の小板敷にも、聴衆・弁・少納言・外記史等の座と同じく、「尚復学生」の座が設けられている。

ここで幾つかの問題が浮上する。『西宮記』で「尚復学生」としていたものが、「尚復」と「学生」で理解すべきなのか、「尚復」を務める学生という意味で「尚復の学生」なのか、そして「尚復」が一人かそれとも複数人いるのか、あるいは更に、そもそも「尚復」という聞き覚えのない名詞とは如何なる職務なのか。

『西宮記』を読み進めていくと、「尚復学生等」は、一旦博士の後



座席のイメージ図
 (工藤重矩「延喜六年日本紀竟宴和歌の歌人たち」、『平安朝律令社会の文学』ベリかん社、1993年より)

に続き入場し、東の小板敷に着座するが、その後に「聴衆弁少納言及召人」等が同じ場所に着座する。更に「当講尚復一人」が「進着其座」した後、講書が正式に始まるのである。

つまり、図面で表す限り、日本紀講書において、この「尚復学生」を除くと、全員が着座してから退出するまで、その座から移動することはない。それに対して、「当講」の「尚復学生」が一人だけ、東孫廂にある座を離れて「進着其座」する。静止した図面では、この「進着其座」の動作を表現できない。しかし、この「当講尚復一人」による「進着其座」の動作こそ、「尚復」の役割、そして日本紀講書の性格を理解するための鍵である。節を改めて説明する。

(二)「尚復」の「当講」

『日本国語大辞典』の「尚復」条を見ると、「宮廷での講書の際に講師を補佐する役。講読の復唱などを行ない、聴講者の理解・記憶を助けた」としている。また『国史大辞典』の「尚復」でも、「天皇・皇太子の読書・講日本紀・藏人所読書など主に宮廷での講書の際、講師を補佐する役。そのつと一名ないし三・四名が指名される(中略)講義の開始・終了を告げること、講師の行った講読を復唱することが尚復の職務で、復唱は聴講者の理解・記憶を助けるためになされたと考えられる」と解釈されている。若干の違いは見られるものの、「講師の補助役」としての地位、そして「復唱」という役割

は共通している。「講師の補助役」という地位の検討は後に回し、まず「復唱」という役割の由来を考察したい。

漢文で「尚復」と言えば「尚復何言」や「尚復何求」のような、接続詞としての用例は山ほど存在するが、名詞としての用例は管見の限り見当たらない。詳しく検討したわけではないが、日本漢文特有の用法という可能性は否定できない。後宮官司名として知られるように、「尚」には「つかさどる」の意味があり、「復」を「つかさどる」という意味で「尚復」の役割が「復唱」に繋がるという思考回路の影響はあるかもしれないが、「尚復」の役割が「復唱」であることを積極的に証明する論拠はない。むしろ、梅村玲美氏が紹介したように、「尚復」と「復唱」との繋がりは、「尚復唱文、博士講読、尚復読訖」の理解の妨げになり、「唱文」を「文章を読み上げる」、「読訖」を「文章を復唱する」という強引な解釈を生み出した。尤も、「唱文」と「読訖」が「モン」と「ココマデ」という発声であり、講書の開始と終了の合図であることは、古記録を見れば一目瞭然であり、『国史大辞典』で尚復の職務に「講義の開始・終了を告げる」と記したのもこのためである。

無論、「尚復」は単に号令を発声する進行役ではない。「尚復」は「都講」に言い換えられることが多く、両者は近い性格を持つと考えられている。「都講」と言えば、仏教の講経儀礼で、問題を発して講者の解説を引き出す質問役という理解で知られている。そして、現

で見られる私記逸文の多くが問答体を取っていることもあり、日本紀講書でも何らかの問答形式が想定されている。そこで参照すべきなのは、北川和秀氏の研究³⁶⁾である。

北川氏は、私記本本の問答には、「問：師説：」のような質問者と回答者を明記しない問答と、質問者と回答者を明記した問答という区別を指摘し、そして前者が講書の進行に忠実な質疑応答、後者が不規則発言に由来する質疑応答という見解を提示した。北川氏の論述には賛成できない部分もあるが、何故多くの質問が発言者の名前を記さないのかという問題提起は有意義と考える。

この自らの設問に対して北川氏は、講書においては、本文を読むことと質疑応答が別の日に行われるという前提に基づき、発言者を明記しない問答が事前に用意された代表質問のようなものという見解を提示した。この前提自体は奇妙な誤解によるものであるが、北川氏が提唱するような、事前に用意された質問と回答を質疑応答の場で読み上げるというイメージには首肯できない。しかし、代表質問という理解は一部ながら有効である。つまり、発言者を明記しない問答が存在する理由は、複数名存在する尚復学生の中から、一々記録しなくても質問者を特定できる仕組みが存在するからに他ならない。

そこで筆者が注目したのは、「尚復」学生の「当講」である。それこそが、北川氏の疑問に答えるものである。管見の限りこの「当

「講」に言及したのは、「特定の学生一名を選出し、学生の代表として尚復にあたる」とする梅村玲美氏のみであるが、梅村氏は具体的な選出方法について触れていない。

『西宮記』の儀式次第を見れば、この選出の部分は「当講尚復一人、進着其座」にあたる。問題は、最初に選定された三・四人の「尚復学生」の中から、一人の「当講尚復」を如何に選出するのか。元慶講書の尚復学生を例として取り上げよう。元慶講書における四名の尚復学生は、文章生藤原春海、明経得業生善淵高文、学生多広珍に加え、矢田部名実である。この四人の内、「当講」の尚復は誰か。筆者は、この四人が順番に「当講」を務めたことを主張したい。

そこで再び想起されたいのは、太田晶二郎氏が考察した「名実案」の問題である。「名実案」に関する太田氏の論述の中で、それを「訓詁学」・「考証学」とした評価は以降の関連研究に大きな影響を与えたが、「名実案」が『日本書紀』の巻二十一から巻三十の内容に偏在するという指摘が、その後の研究で取り上げられたことは、管見の限り見当たらない。太田氏自身もこの偏在の理由について、「釈紀における私記の種類・分布の問題、或いは更に名実の講筵出席の状態などが関係しているかもしれない¹⁰⁾」と躊躇を示し、強く主張していなかったため、この問題は長らく看過されてきた。

しかし、四人が順番に「当講尚復」となるといふ講書の形式を認めれば、この「名実案」の偏在も簡単に理解できる。『日本書紀』は、

本文三十巻に系図一卷から構成される。そして講書では、本文の内容を講説するほかに、『日本書紀』とは何かなどの問題を説明するための「開題」部分が存在するのは、『釈日本紀』や『私記丁本』などによつて確認できる。となると、「名実案」が巻二十一から巻三十の内容に集中した理由も想定されよう。四人で順番に「当講」を務めたため、矢田部名実が分担した部分が自然に四分の一度度になり、『日本書紀』の巻二十一から巻三十までの部分がそれにあたる、という単純計算である。従つて矢田部名実が、巻二十一から巻三十までの内容に関して自分の意見を多く記し、それ以外の部分では自分の意見を殆ど記さないのは、「当講」であるか否かによつて決まるわけである。

この「当講」の順番構造が認められれば、日本紀講書の性格に関する幾つもの通説的な理解は、再考される必要が生じる。太田氏が指摘した「考証学」・「訓詁学」という特徴があくまでも矢田部名実個人の特質であり、それを古代の日本紀講書全般に敷衍できるか否かの議論はもとより、そもそも「師説」が尊重されるといふ従来のイメージも、考え直さなければならぬ。それを理解するために、次に典型的な「名実案」の形態を確認しておこう。

(三) 「当講尚復」としての矢田部名実

【史料3】『釈日本紀』巻十四 述義十

(1) 水泉^{ミスハカリ}

私記曰、(2) 藤進士案云、水泉^水水量^止読、其義難^二会^一積、如何。師説、先儒説、如此。雖^レ咄猶為^レ難乎。善兄、多郎又稱^レ難^二会^一積。

(3) 愚実案云、泉^当為^レ泉。泉、水平也、見^二周礼並文選景福殿賦^一。但以為泉与^レ泉、字相似、因為^二此誤^一歟。

(4) 大師驚稱、蓋藤侍郎並進士同^レ之。其後菅滋内史聞^レ愚実之案、共感。右尚書後聞又許^レ之。

これは、天智天皇十年(六七二)三月庚寅条、「黄書造本実献水泉」をめぐる議論である。この議論は、当時の写本において「水泉」が「水泉」と書かれており、「ミズハカリ」の読みをつけていたが、それでは「水泉」を「ミズハカリ」と読む理由がわからないし、そもそも「水泉」や「ミズハカリ」とは何かがわからないと、藤進士(藤原春海、当時文章生、また次回延喜講書の博士)が質問したことに発端する。そして善兄(善淵高文、当時明経得業生)・多郎(多広珍、学生)もその質問に同調した。それに対し矢田部名実は、「水泉」が「水泉」の間違いであると指摘し、さらに「水泉」の用例として『周礼』や『文選』を取り上げた。その矢田部名実の意見を聞いて、「藤侍郎」(即ち藤原佐世^①)が同じことを指摘したという「大師」即ち基経の驚き、そして自説に共感した「菅滋内史」こと菅野惟肖と滋

野善幹、「右尚書」こと藤原山蔭を記したものである。

(1) は、注釈箇所を記すために『日本書紀』の原文を抄出したものである。(2) は、矢田部名実が記した問題や議論、(3) は、矢田部名実の個人的な意見であり、いわゆる「名実案」である。そして(4) は、「名実案」を聞いた出席者の反応である。興味深いことは、矢田部名実が自分の意見を述べた後、必ずと言っていいほどに出席者の反応、しかも自分の意見に賛意を表明した人物を書き留めている。そこで問題となるのは、もし「当講尚復」が単に事前用意された問題を読み上げ、博士の講義を引き出すという補助役なのであれば、矢田部名実が、わざわざ出席者の反応に注意を払う必要はなかったはずである。この行動を理解するために、『北山抄』の以下の記事が参考になる。

【史料4】『北山抄』卷四講日本紀事

講了時上始召^二博士^一、而自後問可^レ為^二博士之人^一。是故実也。

『西宮記』作者の源高明は康保講書の経験者であるため、講書と竟宴の儀式次第を細かく書き記すが、『北山抄』作者の藤原公任(九六六〜一〇四二)は講書経験者ではないためか、日本紀講書に言及したのはこの一句のみであり、しかも、講書の終わりに「上」が博士に次の講書の博士にふさわしい人物を問うという「故実」を裏付ける

記載は見当たらない。しかし、「博士十尚復」の講書形式を取った元慶以降の日本紀講書の博士は皆、前回講書の尚復経験者であることは確かである。言い換えれば、講書の中で「尚復学生」たちの表現が裁量・評価され、それが次期の博士に選出される資質につながる可能性は大いにある。つまり、「尚復学生」は博士の助手や補佐役より、積極的に講書の中で自分をアピールして、博士と出席した公卿・召人の好評を獲得しなければならぬ、報告者・発表者の立場にあり、そして「当講」時の質問や発言は、彼らにとつて最も重要な自己表現の一環であろう。それこそが、矢田部名実が執拗に自分の意見に賛同した人物を細かく書き記す理由ではなからうか。

以上をまとめると、これまでの、日本紀講書における「尚復学生」の役割を「講書の進行役」あるいは「博士の講義を引き出すための質問・補助役」という理解は、一見重要な役割に見えるが、それが結果として、「日本紀講書における発言主体」という「尚復学生」の最も重要な役割を抹消してしまうことに繋がる。そしてその背後には、日本紀講書の意義を、学問の伝授や継承に求める先入観があると言えよう。「当講」を通して「尚復学生」の役割を解明することによつてその先入観を崩すことができれば、日本紀講書の進行、性格、意義などを全般的に考え直す契機にならう。

「当講尚復」が講書における発言の主体という私見が認められれば、次に浮上する問題は、それ以外の参加者の立場であろう。そし

て本稿におけるもう一つの問題意識は、「博士十尚復学生」という講書の体制が元慶講書にできた原因である。これらは二つで一つの問題であることを、次章の検討を通して説明したい。

三、元慶講書と藤原基経

(一) 日本紀講書における議論と裁量

講書における発言主体を「当講尚復」と考えれば、元々主講者と考えられた博士の役割が自然に問題とならう。これまでの研究では、「師説」の持つ絶対的な権威が強調されてきたが、それを踏まえる限り、博士が「当講尚復」の発言を吟味・裁量する立場にあると考えるのが自然である。無論、博士にその権威も存在するであろうが、ここで注目すべきなのは、『私記丁本』に見える以下の記事である。

【史料5】『日本書紀私記丁本』

問、諸経史之注、皆後人所加也。此書撰述之人、便加注釈。其意如何。

師説、作者自注之例、沈約新撰並唐曆等也。又晋謝靈運山居賦、自作其注、即載本伝也。然即以此等可為作者便加注釈之例也。若拋習此等有此注歟。

此日講了、左少弁大江朝臣綱就内記所陳云、此説不叶

問意。何者此自作自注者、詩事也。此事故橋文章博士前帝御時作「詩愁之句」注也。仍先帝自作自注之例、命尋問、此時答奏之辞如「此説」云々

この部分は、『日本書紀』の著者自注や「一書」の書式をめぐり尚復と博士が展開した議論について、聴衆と考えられる大江朝綱が、「内記所」において師説を批判したことが記されている。その批判は、「師説」では漢詩文の著者自注を例に『日本書紀』の「一書」を説明しているが、それでは質問者の問題への答えになっていない、ということである。この朝綱の発言を受けて、師説が『三国志』裴注などを取り上げ、次の史体の議論へと展開したのである。

そこで注目すべきなのは以下の二点である。一つ目は、この大江朝綱の発言が、「内記所」という講書儀礼以外のところになされたにもかかわらず、講書の進行に影響を及ぼすことができることである。二つ目は、大江朝綱が指摘したのは、「師説」つまり博士の発言が尚復の質問の答えになっていないということである。従来考えられてきたような、日本紀講書では「師説」が尊重されるというイメージとは、全く正反対の状況である。つまり、この大江朝綱の発言を通して、博士の発言もまた絶対的な権威を持つわけではなく、吟味・裁量の対象になりうることを、そしてこの吟味・裁量は、講書の場以外で行われる可能性があることが読み取れる。

博士も尚復も評価される対象になりうることは、日本紀講書を博士による学問伝授とするこれまでの理解を大きく書き換えることになる。この際に改めて問題となるのは、講書の場における吟味・裁量が如何になされたか、そしてそれが持つ意義である。前掲【史料3】の「名実案」や【史料5】の「私記丁本」の事例に加え、更に幾つかの事例を示そう。

【史料6】『釈日本紀』卷十四 述義十

- (1) 白膠木ヌリテノキ
 (2) 私記曰、太政殿下問曰、用「白膠木之意」如何。
 (3) 名実申云、師説不「慥」。其後問諸有識、或答、白膠者、甚有「靈木也、故修法之壇取「此木乳」而塗用也。或説、粘「仏之心」入「此木」、取「其有「靈又不「朽乎。是華山僧正引「諸儀軌之文」所「説也。

※愚案、就「師閣問」此事、答如「儀軌之説」、疑是先師秘「此事」歟。

この史料は、国史大系では「私記曰、太政殿下問曰、用白膠木之意如何名実、申云、師説不「慥」と読んでいる。太田氏により、それが読み間違いであることが指摘され、「名実案」の存在が明るみに出た。そのため、矢田部名実を論じる際には、有名な史料である。本

条の「愚案」以降の部分は「名実案」のものに見なせるか否かについて不安もあるが、(1)から(3)の部分は元慶年間の私記であることは間違いない。

その内容を詳しく見ると、『日本書紀』卷二十一、崇峻天皇即位前紀に、蘇我馬子と厩戸皇子が物部守屋を滅ぼす戦闘において、厩戸皇子が戦況の不利を見て白膠木を取り四天王像を作り、祈願した記事がある。そこで太政殿下の問題は、白膠木を用いる理由を尋ねたその質問に対し矢田部名実は「師説不慥」と師説の不備（これを問題としてを取り上げていない）を指摘する一方、この問題に答えるべく、華山僧正（遍照）をはじめ諸々の有識者に問い合わせた結果、白膠木が霊木であるという答えに達したのである。

ここで注目すべきなのは、(1)「太政殿下」こと藤原基経が質問できる立場にあることと、(2)「師説」がまたしても批判の対象であることと、(3)基経の質問に答えるため矢田部名実は、華山僧正をはじめとする有識者に意見を求めたことである。それは、前掲【史料5】の事例と同じことを示している。即ち、講書における発言も、その発言を吟味されたのも、講書のその場・その時とは限らず、それ以外の場面を考慮する必要がある。

このような裁量や評価は、一義的には出席者の公議によるものであろう。しかし、かかる講書の構造上、官位・家系・学者としての名声なども、発言者の権威に加算されることは容易に想定できる。

それを端的に示すのは、次の事例である。

【史料7】『釈日本紀』卷七 述義三

曾戸茂梨之処

私記曰、問、此処其義如何。

答、師説、遠蕃之地、未詳其委曲也。於時曲解由次官惟良宿祢高尚元慶講書之時、惟良大夫

横点云、此処者、若今蘇之保留処歟。師説云、此説甚可驚云々。

攝政殿下咲之、其後公卿大夫莫不為三口實也。昭宣公

この部分は、神代上第八段の第四の一書に現れる、「曾戸茂梨之処」という一文に関する議論が記されている。『日本書紀』の本文に「素戔鳴尊所行無状、故諸神科以千座置戸而遂逐之。是時素戔鳴尊帥其子五十猛神降到於新羅国、居曾戸茂梨之処」と見え、その「曾戸茂梨之処」の意味が問われたのである。ここで注目すべきなのは「曾戸茂梨之処」の具体的な意味については知り得ないけれど、惟良高尚の「此処者、若今蘇之保留処歟」という発言が「此説甚可驚」と博士に評され摂政に笑われたことが、その後の公卿大夫の口実となるという、矢田部名実の記載である。

惟良高尚は、貞観十七年（八七五）少内記正七位下の身分で清和天皇が『史記』を読む際の都講（大江音人侍読、藤原冬緒が「特被喚侍講席」とある）を務めたことがあり、元慶二年（八七八）の能登権

介、同三年（八七九）の大蔵大丞を経て、元慶八年（八八四）に勘解由次官兼伊勢権介と見える。更に同八年に光孝天皇が『文選』を読む際にも都講を務めた（当時の侍読は橘広相、太政大臣左右大臣「並侍」と見える）。勘解由使の次官に日本書紀講書の出席権がないため、文才が認められて召人として特別に参加を許されたのであろう。

惟良高尚の発言が単なる失言か、それともウケ狙いのダジャレか、解釈はいずれも可能と思う。しかし、ここで重要なのは、惟良高尚の発言を如何に解釈するかよりも、その発言が摂政殿下（藤原基経）に笑われることが公卿の口実とされ、そして矢田部名実がそれをわざわざ書き記したことである。藤原基経を頂点とする公卿たち、それをめぐる文人、そして彼らの動向を窺う尚復学生という、日本紀講書における諸々の参加者の権力構造は、この一件で浮き彫りになると言っても過言ではなからう。

以上をまとめると、これまでの研究では、日本紀講書の学術面の意義を重視するあまりに、講書場における諸参加者間の力関係を、十分に考えていない嫌いがある。その結果、主講者としての博士と助教・補佐役としての尚復学生と、受講者あるいは見学者ないし見届け役としての公卿という構図は何の疑いもなく援用され、それに基づいて講書の意義も「学問の伝授」に一元的にまとめられてしまった。

しかし、日本紀講書を、それぞれの参加者の立場に立ち返り、復

眼的に理解する必要はあろう。尚復学生に主眼を置くと、未だに若年で無名な彼らにとつて、公卿や有名な文人の前で自己表現し、その裁量を受けることに、日本紀講書の最大の意義がある。矢田部名実が執拗なほどに自分の意見に賛成した人物を書き記すのもこのためである。それに対し、博士は著名な学者（元慶以降の講書では、前回講書の尚復経験者）が務めるが、それこそ若年の尚復学生の質問攻めに上手く答えることができない場合、来場の文人や公卿の前で大恥をかくことになる。この立場を考えれば、博士が「師説」や「先儒説」などの権威を強調し、尚復学生の質問を封じ込む手法を多用するのも納得できよう。そして、文才が認められ召人の資格を許された人物たちは、博士や尚復学生の発言に意見を出す権利があるものの、下手に失言すれば公卿に笑われ、長らくその口実となる可能性もある。

これに対し公卿は、比較的に自由に発言できる立場にある。公卿にとつて、博士と尚復学生等の議論は、ある意味高みの見物の気分で見られるものである。その代わりに、公卿の発言が博士や尚復学生に及ぼした影響は非常に大きい。先に示した数例のように、藤原基経の一手一投足によつて、矢田部名実が一喜一憂すると言つても、過言ではなからう。そこに日本紀講書の構造と性格は端的に示されていると考えられる。つまり、博士や学生にとつての日本紀講書は、第一義的には自己表現の場であるが、公卿にとつての日本

紀講書は明らかにそれではない。そのかわりに、公卿は、博士や尚復学生の自己表現を吟味・鑑賞する立場にあり、その吟味・鑑賞は、逆に博士や尚復学生に影響を及ぼすことがある。

そしてその影響は、官位の高下によるものも大きいと思うが、かなり多様なものである。次節では、『仮名日本紀』という書物の権威化する過程を通して、藤原基経の影響力を概観したい。

(二) 『仮名日本紀』と藤原基経

まずは、『仮名日本紀』の基本情報を紹介したい。ここで取り上げた『仮名日本紀』なるものは、『釈日本紀』にわずかな逸文が伝来した、歴次の日本紀講書で参照された書物を指し、近世以降の『仮名日本紀』や『仮名日本書紀』などの同名書物ではないことを、冒頭で述べる必要がある。

この『仮名日本紀』をめぐって、一時期は「和銅日本紀」などともに取り上げられることが多く、現在の『日本書紀』とは別の、言わば古いバージョンの『日本書紀』の存在を論じるための材料として使われていたが、¹⁵現在では、『日本書紀』をすべて訓読するという講書の行為に「仮名日本紀」なるものの成立を求めるといふ神野志隆光氏の理解は、¹⁶一般的に支持されている。

坂本太郎氏は、『仮名日本紀』¹⁷というのは、本来漢字で書かれた『日本書紀』の所々にその読み方を仮名で記したものが、その更なる

伝写の過程で送り仮名が本文に入ったり、漢字が傍訓に変えられたりして成立したものであるという認識を提示し、その認識は現在も生きていると考えられる。この坂本太郎氏の認識と神野志隆光氏の理解を踏まえて現在の研究は、『仮名日本紀』の形成を養老講書、あるいは八世紀における『日本書紀』を訓読する行為と関連させる。¹⁸この試み自体は有効と考えられるが、本稿が着目したいのは、この『仮名日本紀』が日本紀講書に採用された経緯である。

それを踏まえて【史料8】を見ていきたい。『釈日本紀』巻十四に属する、年月日記事の錯誤を指摘した、典型的でお馴染みの「名実案」である。その議論の中に、『仮名日本紀』が登場する。この史料は、現存する僅かな逸文の中、『仮名日本紀』を持って講書で使用された『日本書紀』を訂正したこと、そしてその校正の理由を明白に述べた唯一の記事であるため、大いに注目する価値がある。

【史料8】『釈日本紀』巻十四 述義十

(1) 閏十月一日

(2) 私記曰、愚実案、凡記事之便、先記十月、後注閏月、而先注閏月、可誤失也。

(3) 師説、今案、首尾誤失之甚、而由来不細考、猶為此失。感於公稽古之志、畢、自今以後我道宗也。戸部藤侍郎甚以許之。又後師説云、下十月兩字可謂衍也。今案、¹⁹仮名日本紀、

無_レ十月_二二字。此仮名日本紀者、太政殿下御書也。博士為_レ決_二此疑_一申給。

この部分は、『日本書紀』卷二十六、齊明天皇五年（六五九）七月戊寅条に引用された伊吉博徳書をめぐる議論である。『日本書紀』の本文は「九月」廿二日行到_二余姚県、所_レ乘大船及諸調度之物留着_一彼処。閏十月一日、行到_二越州之底、十月十五日乘_レ駅入_レ京、廿九日馳到_二東京。天子在_二東京_一とあり、唐高宗に会うまでの道筋を記している。そこで矢田部名実は、この記事に従う限り、閏十月が十月以前に現れることを不審に思い、その問題を指摘した。「師」すなわち元慶講書の博士善淵愛成は、その発見に大きく感嘆し、また【史料3】で登場した「戸部藤侍郎」も賛同の意を見せた。そして、この問題に答えるべく、師説では、次の「十月十五日乘駅入京」の「十月」の二文字を衍字と見て、この一連の出来事を閏十月に発生したという意見を提示した。

この問題の当否自体は、現在の我々であれば、『旧唐書』や『資治通鑑』などに目を通すと、唐高宗は顕慶四年（六五九）閏十月の戊寅（五日）に長安を出て東京（洛陽）に行幸し、戊戌（二十五日）に洛陽に到着したことが記されているため、「天子在_二東京_一」の時間が閏十月であるのが正しいと簡単に確認できる。従って、伊吉博徳が東京洛陽に到着した時間も、自然に閏十月の末と判断できる。^⑩

しかし、元慶講書当時に立ち返れば、これらの史書は成立しておらず、当時の日本人が唐王朝の最新情報をどの程度入手できるかという問題も残る。^⑩ 中国史料による外部検証ができない場合、この問題を考えるのはかなり難しいということを念頭に置いて、この史料と向き合う必要がある。その際に、「師」が採用した方法は、『仮名日本紀』との比較である。そして「今案仮名日本紀、無_レ十月_二字」ということで、「十月十五日」の「十月」（本文では「閏十月」の「十月」に続き、二度目に出る「十月」ということで、「師」が「下十月」と表現した）を衍字と判断したわけである。

ここでまず問題となるのは、『仮名日本紀』という書物と、『日本書紀』の関係である。次の【史料9】は、『釈日本紀』開題の中に、『日本書紀』を読むにあたり参考書物の説明と、いわゆる「仮名本」と『日本書紀』の前後関係などをめぐる議論である。同じ内容は「私記丁本」にも見えるため、この議論が承平講書のもの、従って問答の中の「師」は、承平講書の博士矢田部公望にあたるかと判断できる。矢田部公望と矢田部名実との関係を立証する直接的史料は存在しないものの、何らかの親族関係にあることは間違いないだろう。

【史料9】『釈日本紀』卷一開題

問、考_二讀此書、將_下以_二何書_一備_中其調度_上哉。

答、師説、先代旧事本紀、上宮記、古事記、大倭本紀、仮名日

本紀等是也。

又問、仮名日本紀、何人所作哉。又与此書先後如何。

答、師説、元慶説云、為読此書、私所注出也。作者未詳。

又問、仮名本元來可在、為嫌其仮名、養老年中更撰此書、而則為読此書也。不可謂私記。

答、所疑有理、但未見其作者云々。今案、仮名本世有二部、其一部者、和漢之字相雜用之、其一部者、專用仮名倭言之類。上宮記之仮名、已在旧事本紀之前、古事記之仮名、亦在此書之前。可謂仮名之本在此書之前。或書云、養老四年令安麿等撰録日本紀之時、古語仮名之書雖有數十家、皆以勅語為先。然則仮名之本尤在此前耳。

この部分の問答は三段階に分けられる。まずは、『日本書紀』を読む際の参考書物という質問に関して、「師」は『先代旧事本紀』以下『仮名日本紀』まで、一連の書物を上げた。それに続き問者は、『仮名日本紀』の作者及び『日本書紀』との前後関係を質問する。これに対し「師」は、『仮名日本紀』という書物は『日本書紀』を読むために私に注出した、著者不明な書物であるという「元慶説」を述べた。そこから更に、質問者は「仮名本」が『日本書紀』より先に存在するのではないかという問題提起をして、それに対し師説は「所疑有理」と認める一方、著者不明という本来の意見を繰り返す。そ

後の案文の作者は定かではないものの、専ら「仮名本」が『日本書紀』以前に存在したということを論じようとしている。そしてその続きを見ると、仮名の誕生や縁起などに話題が拡散されたところで、開題の議論は一旦打ち切りとなり、神代卷本文の内容の説明に入る。

この問答を見れば、論旨が幾度も変更されているのは一目瞭然である。『仮名日本紀』という具体的な書物から、「仮名本」という不特定の概念を経て、「仮名」が『日本書紀』以前に存在するという最終的な結論に至ったわけである。その論理は、現代人からすれば荒唐無稽に見える部分もあり、それが『日本書紀』以前の「古語」の存否問題などが、前述したように、長らく議論の集まるところとなる理由でもある。しかし、『仮名日本紀』という書物に着目すると、不思議なことに、『仮名日本紀』は日本紀講書において重要な参考書物とされながらも、その由来について、講書時点で既に諸説紛々にして明らかではない。何故この由緒不定な書物が講書の場で権威を持つようになるのか。

ここで筆者が注目したいのは、「仮名本」や「仮名」と『日本書紀』の前後関係などに紛れて、あまり注目されることがなかった「元慶説云、為読此書私所注出也」という師説である。【史料8】の「此仮名日本紀者、太政殿下御書也。博士為決此疑申給」と合わせる、以下の問題が浮上する。

まずは、元慶講書と承平講書における、『仮名日本紀』認識の違いである。元慶講書の段階では、『仮名日本紀』という書物は未だに藤原基経の私物であり、博士の善淵愛成が基経に使用を申請したことにも示されるように、安易に利用できる書物ではない。そして延喜講書を挟んで次の承平講書になると、『仮名日本紀』は『日本書紀』を読む時の重要参考書物とされると同時に、本来が基経の所有物という、元慶期では常識的な認識が見えなくなる。そして「仮名本世有二部」などの議論にも見えるように、その由来をめぐる異説が複数出現し、複数の『仮名日本紀』が存在したかのような議論も出現した。

『積日本紀』や『私記丁本』を見ると、引用元を明確に「仮名日本紀」や「仮字日本紀」とする数例のほかに、単に「借名古本」、「借名之本」や「仮名書」など、『仮名日本紀』と見なすことができるか否かと躊躇させる用例も幾つか存在する。更にややこしいことは、『日本書紀』冒頭の天地開闢に関する、「其清陽者薄靡而為天、重濁者淹滯而為地」という記述の「淹滯」の二文字の読みに関して、『積日本紀』では「仮名書」と「仮名日本紀」を同時に引用し、「仮名本世有二部」を裏付けるかのような事例すら存在する。しかしその肝心な「淹滯」の読みは、「仮名書」も「仮名日本紀」も同じく「しずみともりて」とされ、結局両者が同じものか別のものかを判断する材料を与えてくれず、曖昧なままに終わってしまう。

しかし、このような由来が曖昧な『仮名日本紀』が、講書の場合重要な参考書物とされうことは興味深い。それと対照的にあるのは、『先代旧事本紀』である。『先代旧事本紀』は、現代人の視点で見れば、聖徳太子を撰者に仮託し、その由来を捏造した典型的な「偽書」であるが、津田博幸氏が解明したように、^①それらが『先代旧事本紀』を権威付け、講書の場合公認されるための機能を果たした。それでは、『仮名日本紀』を権威付けるものは、如何なるものであろうか。

その問題を解くためには、【史料8】をもう一度取り上げたい。前述したように、そもそも矢田部名実が提起した問題は、中国側の史料を参照しない限り極めて判断しがたいものである。「十月十五日」の「十月」を衍字と見るのは、閏十月が十月の先にあるという不自然さによるが、その不自然さの解消のみを考慮すれば、「閏十月一日」の「閏」の一文字を取るか、あるいは「十月一日、行到越州之底、閏十月十五日、乗駅入京」とするかなど、処理法はいくらでも可能なはずである。本来の矢田部名実も「先注閏月、可誤失也」と問題を指摘するに止まり、明確な解決案を提示したわけではないが、博士の善淵愛成は、『仮名日本紀』を参考した後このような判断を下したのである。しかし、繰り返し述べたように、校勘学の知識を持ち出すまでもなく、これは『仮名日本紀』を参照したところで解決できる問題ではない。

つまり、『仮名日本紀』を権威付けたのは、結局のところ、「太政殿下御書」という、藤原基経に所有された事実に帰結するほかない。それは言い方を変えれば、元慶講書に対して藤原基経が及ぼした影響は、講書儀礼の変動に止まらず、講書の議論や意識形成の場に、その私有物の『仮名日本紀』を貸し出すことにより、自分の意見を主張することができ、しかもそれは、前節で検討したように、かなり強力な影響と見る必要がある。それを踏まえた上で、矢田部公望が「元慶説云、為読此書私所注出也」と引用した「元慶説」も、新たに意義を持つ。

この際に改めて問題となるのは、この博士も尚復も評価される講書の体制が何時、そして何人によって作り出されたのか。これを意識すれば、それ以前の講書と一線を画し、そしてそれ以降の講書を形作つたという元慶講書の性格が、明るみに出よう。これまでの研究でも指摘されているように、元慶講書では博士と尚復による講書体制を作り出し、講所を内裏内部の宣陽殿に固定させ、そして講書終了後の竟宴等、それ以前では見られない特徴が確認できる。また、現在見られる「私記」の問答の殆どは元慶講書のものであることも、周知のことである。

そしてこの一連の変化を主導したのが藤原基経であるということとは、『日本三代実録』の開講記事や竟宴記事などを見れば一目瞭然である。開講記事では「右大臣（基経）已下参議已上、聴受其説」

（元慶二年二月廿五日条）と参加者を記し、竟宴記事で講書の出席者を振り返る際にも、「太政大臣（基経）右大臣（源多）及諸公卿並聴之」と、そして竟宴の参加者が「申_レ饒章之宴、親王以下五位以上畢至。抄_レ出日本紀中聖德帝王有_レ名諸臣、分_下充太政大臣以下、預_二講席_一六位以上、各作_二倭歌_一。自余当日探_レ史而作_レ之」（元慶六年八月廿九日条）といずれも基経に言及していることや、更に元慶竟宴和歌序でも「中間相府_二転_二太政大臣_一、秘書_二押_二豫州別駕_一。壬寅歳秋八月、相府率_二唱群公_一、聊行_二澆章之礼_一」と「相府」の主導者としての地位を強調している。

つまり、元慶講書に発生した一連の変化を基経主導のものとするのが可能ならば、元慶年間の「為読此書私所注出」という説明は、基経が講書に臨むにあたり、「仮名日本紀」を作らせ、それを講書における一つの規範とさせたという理解が可能になるわけである。そして元慶年間における藤原基経の政治的立場を考えれば、講書が持つ学問伝授以外の意義も諒解されよう。端的に言えばそれは、源融が不在の状態では公卿を政務以外の場に集まらせることの意義に置換できる。

（三）元慶年間の藤原基経と源融と日本紀講書

以上述べてきたように、従来では講書の学術面の意義を重視するために、講書の進行形態や、その形態が持つ意義を、十分に検討し

ていない嫌いがある。そして本稿では元慶講書に焦点を当て、博士と当講尚復学生の役割説明を通して、元慶講書では藤原基経が比較的に恣意に言動することができ、そして参加者一同に強い影響力を与えられる立場にあることを明らかにした。それで次の問題は、藤原基経が何故日本紀講書に、この一連の変化をもたらしたのか。

この問題を解く手がかりは、工藤重矩氏が示唆した、日本書紀講書を「太政官内部の儀式」と見るといふ、興味深い指摘である。⁵² 尤も工藤説の重点は竟宴の出席資格の検討にあり、当時著名な歌人たち（例として延喜年間の凡河内躬恒・壬生忠岑、天慶年間の源順・清原元輔など）が太政官に所属する身分がないため、竟宴への出席資格がなく、従って竟宴和歌の作者になっていない、というのが工藤説である。つまり、竟宴和歌作者の選定理由は、和歌の上手下手ではなく、講書の関係者であるか否かにあり、このような意味で日本書紀講書を「太政官内部の儀式」と、竟宴和歌を「官職に付随する文学的行事」と判断したのである。

このように、文学・学術からの視点を一旦遮断し、日本書紀講書を官人社会の秩序形成の手段の一つとして検討すれば、元慶初頭の藤原基経の権力基盤の不安定さは改めて問題となる。

藤原基経の権力を考える際に、大雑把に権力基盤を築く陽成朝と、権威を振るう光孝・宇多朝に二分できる。そして藤原基経をめぐる考察は、和田英松が陽成天皇の廃位や宇多天皇との「阿衡の紛議」

などに着目し、鋭い指摘を幾つも提示して以来、皇統の変動を中心に光孝天皇の擁立を検討した河内祥輔氏や、初期撰関地位の創設を検討した坂本賞三氏や坂上康俊氏や今正秀氏、そして良房の継承者の地位の確立する時期を検討した滝浪貞子氏など、優れた先行研究は多数にのぼる。以上を踏まえて、元慶年間の藤原基経の政治を見ていきたい。

周知のように、貞観年間の後期から藤原基経は、藤原良房の後継者として育成される。藤原良房が薨去した貞観十四年（八七二）では右大臣、その翌年には従二位に叙され、貞観十八年（八七六）に清和天皇の譲位に伴い、陽成天皇の摂政に任じられ、更に元慶四年（八八〇）の清和太上天皇の崩御に伴い太政大臣に任じられ、実権を握るようになるが、その権勢が藤原良房に比べれば大変不安定なものであることは、基経が強く自覚していると考えられる。それを端的に表現したのは、貞観十八年十二月朔に摂政を辞退する上表に見える、「忠仁公德崇功大、仁義兼資、況先帝之親舅、陛下之外祖。人望皆帰、官齒既貴、陛下知_レ其元老、專俾_レ撰_レ政、天下万民、僉以為_レ宜。今臣年出不惑、性猶童蒙、職至_二大臣_一、効無_二匡濟_一、朝夕流汗、責深罪重」という文言である。⁵³ 辞表を奉ること自体は儀礼的な範疇にあるが、そこに見られる良房との比較は、事実として認められよう。その上表を見れば、基経が取り上げた良房との比較は、以下の三点にまとめられる。

一つは、良房の「先帝（文徳）之親舅、陛下（清和）之外祖」の外戚としての地位である。それに比べれば基経は、実妹の藤原高子が陽成天皇の母后であるものの、基経と高子との不仲が有名であり、外戚の地位から得られる支持は限られていると考えられる。

二つ目は、「人望皆帰、官齒既貴」の良房に対して、「年出不惑、性猶童蒙」の基経という、年齒・官歴の比較である。一見同じ摂政の地位であるが、良房が摂政に任じられたのは貞観八年（八六六）、応天門の変の対処のためである。それ以前、良房は既に斉衡四年（八五七）に太政大臣、一上の地位を考えれば左大臣源常がなくなる斉衡元年（八五四）から、長い間筆頭公卿として在位した。源信が応天門の変で失脚して直後に薨去したこともあり、公卿の中で良房に對抗できる人物は存在しない。

それに対し基経が摂政を引き継いだ時、源融が存在した。年齢で考えれば十五歳ほど年上であり、官歴も左大臣で太政官の首班に立ち、右大臣の基経の上位にある。更に陽成天皇の東宮傳を長い間務めてきたこともあり、陽成天皇との関係も基経に劣らない。『大鏡』に伝わる説話に、陽成の讓位に伴う皇嗣議論に源融が「近き皇胤をたづねば、融らもはべるは」と自分の継承権を主張したことから窺えるように、基経政権にとって、源融は常に意識しなければならぬ対象である。

最後は、「徳崇功大、仁義兼資」の良房に対し、「職至大臣、効無

匡匡」の基経という、功績面での比較である。承和の変から応天門の変まで権勢を振るってきた良房の功績をここで繰り返す必要はない。これに対し基経は、大臣になったものの実績がまだ残せていない。これを意識すれば、元慶三年（八七九）に五十年以上行われていない班田收授を実行することや、東北の俘囚反乱（いわゆる元慶の乱）にあたり懐柔策が功を奏し、『藤原保則伝』において「自津軽至渡島、雜種夷人、前代未曾帰附者、皆尽内属」とまで表現されたことなどは、基経にとってその実績を誇示する必要がある、そのための表現と捉えられよう。

言い換えれば、元慶年間の藤原基経の一連の政治的な動きは、（１）功績を立てて自分が良房の正当な継承者たることを強調すること、（２）最大の政敵である源融を封じ込めること、の二点にまとめられ、その目的は、いずれも未だに不安定な自分の政治基盤を確固たるものにする事だと評価できる。

これを念頭において元慶年間の政治情勢に合わせて考えれば、元慶講書を持つ政治的意義は明らかであろう。注目すべきなのは、（１）この時に初めて公卿全員が講書に出席するようになることと、（２）公卿全員と言いつながら、開講当時の公卿筆頭の源融が一度たりとも出席した痕跡が確認できないこと、の二点である。無論、源融が藤原基経の摂政就任とともに自宅に引きこもり、そして元慶年間を通して出仕したことなく、光孝天皇の即位後によりやく太政官の

政務に復帰したことは有名であり、講書に出席するわけがない。しかし、むしろこの源融の不在にこそ、元慶講書の政治的意義が求められるのではなからうか。

元慶度の講書は元慶二年（八七八）二月廿五日に始まり、その時は「令從五位下行助教善淵朝臣愛成、始読日本紀。從五位下行大外記島田朝臣良臣為都講。右大臣已下参議已上、聴受其説」と、博士善淵愛成・都講島田良臣の体制で始まり、当時太政官首班の左大臣源融は出席しておらず、右大臣基経による主導で公卿以下が講書に集まる。同三年（八七九）五月七日に「令從五位下守圖書頭善淵朝臣愛成、於宜陽殿東廂、読日本紀。喚明経紀伝生三四人、為都講。大臣已下毎日開読」と、前述した博士と複数人の尚復学生による体制へ転換した。講書自体は元慶五年（八八一）二月廿五日に終了し、元慶六年（八八二）八月廿九日に、侍從局南の右大臣曹司において竟宴が開催された。この際に振り返った講書の出席者は、以前と同じように「太政大臣（基経）右大臣（源多）及諸公卿並聴之」とあり、源融は終始出席していないことが確認できる。

次に、講書の開催頻度について考えたい。元慶講書について、『日本三代実録』には「大臣以下毎日便開読」と見えるが、詳細は知り得ない。講書の開催頻度を考えるほば唯一の手掛かりは、『本朝世紀』に記録された、承平講書の開催記事である。『本朝世紀』巻三には、前後に闕文が見え、天慶二年（九三九）の四月十八日から閏七

月十一日の記事が収載されるが、四月廿六日、同廿八日、五月三日、同十日、同十九日、同廿二日に講書の開催が見られる。それ以外の講書開催記事は、『貞信公記抄』の天慶二年三月廿九日条に、「講日本紀事、雖公卿不参、令仰可読事」の一回が加えられるのみである。一ヶ月弱の期間中に六回の開催を如何に捉えるか、それを元慶講書に遡らせるかなどの疑問も残るが、納得できないほどの数字でもない。十世紀前半以前の外記政の頻度は月十回程度という概算を想起すれば、「毎日便開読」という元慶講書開催頻度も、それなりの頻度と見てよからう。言い換えれば、それは公卿が、政務以外の理由で、それなりの頻度で顔合わせしているということを意味する。その場合、「日本書紀を読む」ことが公卿を集められる口実となりうることはもちろん重要であるが、それと同時にこの公卿の集まりに源融が出席しないことの意味も意識する必要がある。

源融に関しては、一般的には藤原基経による妨害や圧迫によつて政界の引退を余儀なくされ、以降風流の世界に名をさせたというイメージが強く、関連研究もその側面に傾く傾向が強いが、山中裕氏⁽⁴⁾が指摘したように、源融を単なる風流人として捉えるのは不適當で、その政治的影響力を考慮する必要がある。陽成天皇即位時の「近き皇胤をたづねば、融らもはべるは」の発言は言うまでもなく、次の天皇が決まった後も、光孝天皇が内裏に移るにあたり基経と本康親王と源融の三人に帯剣を許したことは、当時における基経・皇族・

源氏の三つ巴的な権威構造を物語っているかのようにも見える。それを認めれば、元慶二年の日本紀講書開催時、閉門不出の状態にあるとは言え、名義上の筆頭公卿たる源融の影響力はなおさら強はずである。

元慶講書は元慶二年二月の開催で、同六年の八月に竟宴が行われた。この四年半の間、元慶四年十二月、清和太上天皇の崩御に伴い基経は太政大臣に任じられ、官職面で源融を飛び越し、名実ともに太政官の首班となる。そして元慶六年正月の陽成天皇の元服に伴い、「一如先帝策命忠仁公故事」ということで職封・職田・資人・雑俸や任人・賜爵など、いわゆる「准三宮」の待遇を受けた。藤原良房に続く二人目の「准三宮」の誕生は、良房の正統たる継承者の地位を高らかに誇示したと言えよう。

以上をまとめると、源融の不在のまま、公卿全員の出席をはじめとする一連の変化を伴う元慶講書は、藤原基経を頂点とするピラミッド構造を作り出し、結果的には基経による公卿の統合策としての効果を果たしたとも考えられよう。つまり本稿の主張は、元慶講書の画期性は、学問の伝授を主要目的とした学術イベントが儀式の成熟化を迎えたのではない。元慶講書を起点に、日本紀講書が首席公卿による、公卿全員を主要参加者とする文化サロンのような性格を持つようになることこそ、その最大の意義がある。

(四) その後の日本紀講書

元慶講書における一連の変化を、「儀式の成熟化」としてではなく、藤原基経の権力基盤の不安定さ故の一種の公卿統合策と見なすことが可能であれば、この視角をそれ以降の日本紀講書にも適用しうるかを考えるのは自然であろう。次に、それ以降の延喜・承平・康保講書の開催時の、主催者の立場を概観したい。

延喜四年（九〇四）から始まり同六年に終了した延喜講書は、藤原時平の主導の下で行われた。当時の時平は、元慶年間の基経と似たような立場にある。つまり、若くして先代の政治基盤を引き継いだ、実績も外戚としての立場も公卿を統率できる地位も、未だに不安定であると言わざるを得ない。そのため、最初の莊園整理令や最後の班田を行い、『延喜格式』を編纂するなどの実績づくり、昌泰四年（延喜元年、九〇一）に妹の藤原穩子を醍醐天皇に入内させ、延喜三年（九〇三）に保明親王が生まれ、翌年に僅か二歳で立太子させたなど、外戚としての地位を固めた。それに続くかのように、延喜四年に日本書紀講書は開催されたのである。延喜年間の政治情勢を踏まえれば、延喜講書を時平による公卿統率策の一環として見なすことは、不可能ではなからう。

次の承平講書は、承平六年（九三六）十二月に開催され、承平天慶の乱により長引くことになり、天慶六年（九四三）年末の竟宴をもつてようやく終了した。その主催者は、当時の摂政・太政大臣の

藤原忠平である。そもそも兄・時平の早世がなければ、忠平が摂政になることはまずありえない。そして忠平の官歴を細考すれば、若くして宇多天皇の侍従として出世し、昌泰三年に参議になるがすぐに辞退し、その後長らく弁官に在位した。延喜九年（九〇九）時平の早世により、次兄・仲平を差し置いて藤氏長者を引き継ぎ、以降昇進を重ねたが、醍醐朝を通して忠平の昇進は、延喜十四年（九一四）に右大臣、延長二年（九二四）に左大臣と、必ずしも早いとは言えない。その後には、やはり時平・醍醐と忠平・宇多という関係図であろう。そして醍醐朝の公卿を見れば、実兄の仲平、天皇の外戚で右大臣の藤原定方、兄時平の嫡子保忠などが存在し、それを醍醐天皇や宇多上皇主導の貴族連合体制とするのは近年の通説のようである。⁶³しかし延長八年（九三〇）に醍醐天皇、翌年に宇多上皇が相次いで崩御し、忠平を制御する人物が次々となくなる。これらの偶然が重なり合つて、藤原忠平は幼帝朱雀の摂政になれたのである。『大鏡』が朱雀天皇の評価として「このみかど生まれおはしませずは、藤氏の栄えいとかうしもおはしませざらまし」とあるのは有名であるが、朱雀の治世がなければ藤氏の繁栄はないということは、逆に朱雀即位当時の忠平の立場の弱さを表していると言えよう。

時系列に沿って承平年間の出来事を整理しよう。延長八年（九三〇）九月に醍醐天皇が病篤となり朱雀天皇に譲位し、朱雀の即位に伴い忠平は摂政となる。翌年の承平元年（九三一）五月に栄典とし

て隨身を賜わり、七月に宇多上皇も崩御した。承平二年（九三二）に忠平は従一位に叙され、牛車で上東門の出入りが許される。承平六年（九三六）に太政大臣に拜され、天慶二年（九三九）二月に、「太政大臣任人賜爵、並准三宮。一如貞観故事」（日本紀略）として、いわゆる准三宮の待遇を受けた。良房・基経に続いて、三人目の「准三宮」である。

これまでの研究史では、「准三宮」は年給制度の一部として検討されてきたが、⁶⁴そもそも「准三宮」というものは、あくまでも「忠仁公故事」や「貞観故事」の一部であり、任人や賜爵のみではないことは、看過される傾向にある。この時代の「准三宮」を、年官や年爵など待遇面の優待のみでなく、隨身・兵仗の下賜など一連の栄典として、総合的に理解する必要がある。そして忠平の権力を考える場合、そこで重要なのは待遇面ではなく、「如忠仁公故事」が強調されたことにこそ、その政治的な意義はあろう。つまり、藤原基経と同様に、「准三宮」の立場の獲得は、自分が藤原良房以来の政治伝統の正統な継承者であることを示す効果があると考えられる。そしてこの一連の、藤原忠平による自己顕彰の中、承平講書が行われたのである。

最後の康保講書であるが、応和四年（九六四）二月に講書博士の決定や尚復学生の選定が発令され、⁶⁵康保二年（九六五）八月に正式に始まった以外に関連情報が殆ど存在しない。竟宴が行われた形跡

を確認できないことや、『積日本紀』をはじめとする後世の文献に康保年間の議論内容が見られないこともあつて、未完のまま中断されたと見られる。そしてそれから康保講書を最後に日本紀講書が行われなくなり、国史の編纂作業も、十世紀半ばの『新国史』の未完成を最後に途切れてしまう。この時期に国史の編纂・講説が途切れることは、中央集権的な統一国家としての自覚がなくなると解釈されてきた。

しかし、近年の『積日本紀』が利用した「日本紀私記」に関する研究は、この康保講書の関連史料の欠如の説明になる。つまり、『積日本紀』が参照した「私記」は、主に矢田部公望のいわゆる『田氏私記』であり、従来考えられてきた、複数の「私記」を多量に参照したわけではない。『田氏私記』の成立時期は『倭名類聚抄』を下らないので、そこに康保講書の記事がないのは当然のことであり、従つて『積日本紀』に康保講書の議論が見当たらないのも諒解される。無論、これは康保講書が無事に終了したことの証明にはならない。しかし、康保年間の政治情勢を考えれば、日本紀講書が開催される理由は十分にある。

周知のように、村上朝末期の政治情勢はかなり不安定なものである。まず取り上げられるのは、後に冷泉・円融天皇の両統迭立に発展する後継者争いであろう。更に有力後継者為平親王の外戚である源高明を排除する安和の変（九六九）と、高明の弟の源兼明を皇族

に復帰させ政治中枢から追放する事件（九七七）など、公卿層においても激しい権力争いが繰り広げられていた。それに対し藤原実頼は、天曆三年（九四九）に忠平がなくなつた後、太政官の首班を引き継ぐことになるが、後々の「揚名閔白」の自嘲にも反映されるように、その権勢は未だに不安定なものと言わざるを得ない。康保講書は、藤原師輔や（九六〇）そして安子の（九六四）薨去により外戚の地位が非常に不安定となり、そして病気の冷泉天皇の元服（九六三）に伴いその後継ぎをめぐる権力闘争が熾烈を極めるなか、その開催を迎えたのである。

このように、日本書紀講書を首班大臣による公卿統率策と考えれば、元慶・延喜・承平・康保の四度の講書は、十分な開催理由が認められる。無論、これはあくまでも一つの試案に過ぎない。この試案の着眼点は、統一国家としての自覚以外の視点で、日本紀講書の意義を論じることにある。

つまり、歴次の講書間の三十年間隔を、国家の記憶を語り継ぐために意識的に設定したものとしてではなく、元慶Ⅱ基経、延喜Ⅱ時平、承平Ⅱ忠平、康保Ⅱ実頼のように、政治権力の世代交代によるものと見る。そして康保以降に日本紀講書が行われなくなること、統一国家としての自意識の後退としてではなく、以下の二つが重なつた結果と見る。一つは、伝統的な藤原氏の他氏排斥史観にも指摘されるように、安和の変以降、政争は藤原氏による他氏排斥から、

藤原氏内部の撰関地位や天皇とのミウチ関係をめぐる争いが主流になるという内部要素の変化である。もう一つは、吉川真司氏が論じた公卿聴政の衰退⁶⁶や、上島亨氏が度々の内裏焼失に見出した朝廷公事や儀式の夜型への移行⁶⁷など、十世紀後半から政務形態が変遷していった結果、公卿が一堂に会する機会が少なくなるという外部条件の変動である。この二つの変動を原因に、太政官政務の合間を縫って公卿の全員を集まらせて日本紀講書の講読を傍聴させることは、公卿の統合策としての必要性も効果も低下した。そこに、日本紀講書が行われなくなる理由を求められよう。

おわりに

延喜以降の講書など、中途半端な考察も多いが、本稿の最大目的は、「学問の伝授」以外の視点で日本紀講書を考える可能性を提示することにあり。そしてこの目的は、「当講尚復」学生の役割の検討を経て、博士による伝授を公卿や学生が受講するという、従来の日本紀講書のイメージを崩し、それが若手の学生が順番に「当講」を務めることで新説を披露し、公卿や文人の前に自己表現するという新しい日本紀講書のイメージを提起すること、更に元慶講書の政治背景の分析により、日本紀講書が単なる学問伝授の行事ではなく、公卿全員が出席することに意味があるサロンのような集まりという問

題提起によって、達成しているように考える。この視角が認められれば、これまでの研究で取り上げられた日本紀講書で議論された問題（例えば倭音・古語への執着、師説、旧説への尊重、それを踏まえて日本紀講書の性格、あるいは、講書における「日本」国号の議論など）を、改めて考え直す必要も現れよう。そこからの展開は後考を待つことにして、ここで筆を置くことにしたい。

注

(1) 弘仁講書は、外記勘申が弘仁三年の開催とするが、いわゆる『弘仁私記序』では弘仁四年から一年程度のものと記している。しかし後述のように、『弘仁私記序』をめぐって真偽問題があり、その記事をどこまで信頼できるかは検討する必要がある。それ以外の記載では、『日本後紀』弘仁三年六月戊子条に「読日本紀」とあり、『竟宴和歌』が「弘仁四年講」、『本朝書籍目録』には「弘仁四年私記」とある。

一方、承和講書は、この康保二年外記勘申に「承和六年」の開催記載が見えるほか、『本朝書籍目録』に「承和六年私記」とあり、承和六年の開催と思わしき記載が複数見える。しかし『続日本後紀』承和十年（八四三）六月戊午条に「於内史局始読日本紀」と見え、また『竟宴和歌』でも「承和十年講」と記しているため、開講年が承和六年か十年の両説があり、近年では承和十年説が有力のようである。

(2) 太田晶二郎「上代に於ける日本書紀講究」、『太田晶二郎著作集第三冊』、吉川弘文館、一九九三年（初出一九三九年）。

(3) 関晃「上代に於ける日本書紀講読の研究」、『関晃著作集第五巻——日本

古代の政治と文化」、吉川弘文館、一九九七年（初出一九四二年）。

- (4) 近年の論著で言えば、長谷部將司氏もこの問題を提起しているが、その主眼は承和講書の「承和の変」の後処理という性格を強調することにあり、元慶期以降の変化やその理由を問うものではない。長谷部將司『続日本紀』成立以降の『日本書紀』——『日本書紀』講書をめぐって、『歴史学研究』八二六、二〇〇七年（後に一部改稿して、『九世紀における『日本書紀』の受容』として氏著『日本古代の記憶と典籍』、八木書店、二〇二〇年に収録）。

(5) 坂本太郎『日本書紀』、『六国史』、吉川弘文館、一九七〇年。

- (6) 田中卓『日本紀弘仁講書と新撰姓氏録の撰述——平安時代初期の歴史精神についての一考察』、『田中卓著作集9 新撰姓氏録の研究』、国書刊行会、一九九七年（初出一九五〇年）。同「弘仁私記の研究」、同「日本紀の性格と弘仁講書」、『田中卓著作集10 古典籍と史料』、国書刊行会、一九九四年（初出はそれぞれ一九四九年、一九五二年）。

(7) 宇佐神正康『日本書紀研究史雑考』上・下、『国語・国文』六ノ二・六ノ三、一九三六年。

(8) 水口幹記『奈良時代の『日本書紀』読書——養老講書をめぐって』、『古代日本と中国文化 受容と選択』、塙書房、二〇一四年（初出二〇一一年）。

- (9) 長谷部將司『日本紀講書と受容——八世紀における日本書紀の普及について』、遠藤慶太ほか編『日本書紀の誕生——編纂と受容の歴史』、八木書店、二〇一八年。

(10) 長谷部將司『続日本紀』成立以降の『日本書紀』——『日本書紀』講書をめぐって、『歴史学研究』八二六、二〇〇七年。

(11) 前掲太田晶二郎「上代に於ける日本書紀講究」。

- (12) 前掲関晃「上代に於ける日本書紀講読の研究」。
- (13) 坂本太郎ほか校注、『日本古典文学大系 日本書紀』上巻解題、家永三郎執筆部分、岩波書店、一九六七年、五三一―六九頁。

(14) 原克昭「中世日本紀」、前掲『日本書紀の誕生——編纂と受容の歴史』所収。同『中世日本紀論考——註釈の思想史』、法蔵館、二〇一二年。

- (15) 関連研究は多数にのぼり、前世紀までの研究史整理は、北川和秀「日本書紀私記」(『国史大系書目解題下巻』、吉川弘文館、二〇〇一年)に詳しい。それ以降の関連研究は、関根淳「日本書紀研究文献目録(抄)」(前掲『日本書紀の誕生——編纂と受容の歴史』所収)にまとめられているので参照されたい。

(16) 『本朝書籍目録』は群書類従本を使用している。また、群書類従の本文では「康保四年私記」とある一方、異本で「康保二年私記」と記されている。

- (17) 関連研究が多数あるので、代表的なもののみを取り上げる。
- 築島裕「日本書紀古訓の特性」、『平安時代の漢文訓読語に就きての研究』、東京大学出版会、一九六三年。

粕谷興紀「日本書紀私記甲本の研究」、『芸林』十九ノ二、一九六八年。

志水正司「日本紀私記甲本について」、同「弘仁の日本書紀講読と私記の成立」、『日本古代史の検証』、東京堂出版、一九九四年（初出はそれぞれ一九五七年、一九五八年）。

田中卓「弘仁私記の研究」、同「日本紀の性格と弘仁講書」、『田中卓著作集10 古典籍と史料』、国書刊行会、一九九四年（初出はそれぞれ一九四九年、一九五二年）。

鈴木豊「弘仁私記」序の「以声点明轻重」、『日本書紀声点本の研究』、勉誠出版、二〇二〇年（初出二〇〇五年）。

(18) 西宮一民「日本書紀私記」、乙本・丙本について、『日本上代の文章と表記』、風間書房、一九七〇年（初出一九六九年）。

(19) 上野和昭『御巫本日本書紀私記』の成立に関する一考察、『国語研究と資料』八、一九八四年。

(20) 神野志隆光『日本書紀私記(丁本)』『私記(丁本)』の史料批判、『変奏される日本書紀』、東京大学出版会、二〇〇九年（初出二〇〇一年）。

- (21) 北川和秀『日本書紀私記』丁本について、『群馬県立女子大学国文学研究』二十、二〇〇〇年。
- (22) 石崎正雄「『日本書紀私記』一〜八、『日本文化』三九〜四六、一九五八〜一九六七年。
- (23) 粕谷興紀「元慶の日本書紀私記と原本玉篇」、『皇學館大學紀要』十、一九七二年。
- (24) 神野志隆光「公望私記」と「元慶私記」、同『『日本書紀』の「私記」、前掲『変奏される日本書紀』所収（初出はそれぞれ二〇〇一年、二〇〇六年）。
- (25) 粕谷興紀「『日本書紀』と『養老の講書』、神道大系編纂会編『神道大系月報合本（中）』、二〇〇六年（初出一九八六年）。
- (26) 神野志隆光「講書と『倭語』の擬制」、前掲『変奏される日本書紀』所収。
- (27) 福田武史「『倭訓』の創出——講書の現場から」、神野志隆光編『古事記の現在』、笠間書院、一九九九年。同『『日本書紀』の訓読をめぐって』、『国語と国文学』九三ノ十一、二〇一六年。
- (28) 築島裕「『日本書紀古訓の特性』、『平安時代の漢文訓読語に就きての研究』、東京大学出版会、一九六三年。木田章義「訓読と翻訳」、石塚晴通教授退職記念会編『日本学・敦煌学・漢文訓読の新展開』、汲古書院、二〇〇五年。
- (29) 水口幹記「弘仁の日本書紀講書と文章経国思想」、『古代日本と中国文化受容と選択』、塙書房、二〇一四年。
- (30) 吉田孝『日本の誕生』、岩波書店、一九九七年。網野善彦『日本とは何か』、講談社、二〇〇〇年。神野志隆光『『日本』国号の由来と歴史』、講談社学術文庫、二〇一六年（原本は『『日本』とは何か』、講談社、二〇〇五年）。
- (31) 津田博幸『生成する古代文学』第一部『日本紀講と生成する書物・祭式』、森話社、二〇一四年。
- (32) 関根淳「『仮名日本紀』、遠藤慶太ほか編『日本書紀の誕生——編纂と受容の歴史』、八木書店、二〇一八年。同『『記紀』以外の古代史書——大倭本の「記」と「仮名日本紀」を中心に』、『ヒストリア』二七二、二〇一九年。
- (33) 顧姍姍「平安初期における日本紀講書——中国三史の講書との関わりから』、『総合文化研究』十四・十五、二〇一一年。
- (34) 梅村玲美『『日本書紀』講書と竟宴』第二節『西宮記』における講書・竟宴』、『日本書紀竟宴和歌の研究——日本語史の資料として』、風間書房、二〇一〇年。顧姍姍「平安前期の竟宴詠史詩の一考察——詩作の題材からみる『文章経国』の理念』、『言語・地域文化研究』十七、二〇一一年。
- (35) 召人に関して、『類聚符宣抄』第九に引かれた康保二年八月五日の左大臣宣に、康保講書に「式部大輔橘直幹朝臣、式部権大輔菅原文時朝臣、文章博士藤原朝臣後生、大学頭高階真人成忠、勘解由次官紀朝臣伊輔、左京権大夫大江重光朝臣、大学博士十市部宿祢有象、左衛門権佐菅原朝臣輔正、権右少弁大江朝臣齐光、式部少丞三善道統」という十人の召人が確認される。
- (36) 「数年間講読畢」の後に「毎講聴衆発難問、博士記見参入」という割注が見える。それを採用すれば、当講の尚復学生のみでなく、聴衆も質問権を持つこと、そして博士がそれらの質問をまとめる責務があること、更に日本紀講書には見参（出席記録）が存在することが窺える。
- (37) 「中国基本古籍庫」というデータベースで検索を掛けたところ、「尚復」の用例は二八二三条ヒットする。人名に引っかかる事例を幾つか除くと、残りは基本「なおまた」という接続詞の用例になる。
- (38) 梅村玲美『『日本書紀』講書と竟宴』第二節『西宮記』における講書・竟宴』、『日本書紀竟宴和歌の研究——日本語史の資料として』、風間書房、二〇一〇年。
- (39) 前掲注(21) 北川和秀『『日本書紀私記』丁本について』参照。
- (40) 太田晶二郎「上代に於ける日本書紀講究」(二)の(イ)の注二、八一頁。
- (41) 従来は、ここの「藤侍郎」（同巻に「戸部藤侍郎」、次巻に「戸部侍郎」など）と見えるは藤原保則（貞観十八年に民部大輔）に比定されている。しかし元慶講書が行われた元慶二年（八七八）二月から同五年（八八一）二

月の期間中に、保則はいわゆる「元慶の乱」の処置のため東北地方に赴任しており、『日本三代実録』元慶二年七月十日条に出羽国の飛騨守が保則の到着を報告していたので、六月後半に出羽国に到着したと推定できる。その帰京は『藤原保則伝』によると元慶四年四月のことである、その比定は不自然と言わざるを得ない。また、そもそも保則の民部大輔の任官は貞観十八年二月のことであり、その翌年の正月に右中弁に転じたので、元慶年間に「戸部藤侍郎」と呼ばれること自体が、不自然である。

一方、藤原佐世は元慶三年に民部少輔の在任が確認できる(『日本三代実録』元慶三年四月二十六日条に「天皇始読『御注孝経』、從五位上博士兼越中守善淵朝臣永貞侍読、民部少輔從五位下藤原朝臣佐世為都講、大臣以下並侍焉」とある)。また佐世と基経との緊密な関係は有名で、その佐世が基経に意見を提示したと見るのが自然ではないか。つまりここでの「藤侍郎」は、藤原佐世に比定すべきである。

また、「藤侍郎」が藤原保則ではなく藤原佐世であることは、滝川幸司「菅野惟肖考」(『奈良大学紀要』三九、二〇一一年)も同じ意見を提示している。

(42) ちなみに、この問答は『私記丁本』と『積日本紀』の両方に見えるが、『積日本紀』では前後の問題のみが収録され、大江朝綱の内記所における発言を削除している。そして『積日本紀』ではこの問題が開題に収録されているのに対し、「私記丁本」ではこの問題が、『日本書紀』本文の「至貴曰尊、自余曰命、並訓美拳等也。下皆倣此」という、最初の注釈のところでなされている。この取捨選択や違いは、『私記丁本』の史料の性格を考えるための手掛かりになる。

(43) 問題点として、(1)『積日本紀』に見える「愚案」は、「愚実」・「愚実案」などとともに、矢田部名実の「案」と認められる事例が殆どであるが、しかし関連部分の文章は既に「名実申云」で始まり、矢田部名実の意見であることを示している。そこに「愚案」を付け加える必要はないはずである。

(2) それに加え、『積日本紀』に見える「先師」は、巻一の頭注でも「称先師者、先考之庭訓也。下皆効之」とあるように、卜部兼方の「先師」・「先考」、即ち卜部兼方を指すのが普通である。(3) とすると問題は「師閣」の比定になるが、『積日本紀』の中にはその他の用例が見当たらない。類例としては卜部兼方による「大」Ⅱ一条實経、「撰」Ⅱ一条家経などの鎌倉期の人物があげられるが、「名実案」の中に「師閣」に相応しいと思われる人物は管見の限り見当たらない。

(44) 岩波書店の『日本古典文学大系 日本書紀上』の頭注では、「曾戸茂梨」も「蘇之保留」も新羅語の表音と見て、「当時の新羅言葉でいう王都(中略)をさしていると思われる」とし、「曾戸茂梨は語源的には新羅と同語となる」とした。

(45) 友田吉之助「和銅日本紀と仮名日本紀」、『日本書紀成立の研究』(増訂版)、風間書房、一九八三年(初出一九六一年)。

(46) 神野志隆光『古代天皇神話論』、若草書房、一九九九年、二八七頁。

(47) 坂本太郎「仮名日本紀及和銅日本紀について」、『坂本太郎著作集第六巻大化改新』、吉川弘文館、一九八八年(初出一九三八年)。

(48) 「仮名日本紀」に関する近年の研究は、前掲関根淳氏の論考を参照されたい。関根淳「仮名日本紀」、遠藤慶太ほか編『日本書紀の誕生——編纂と受容の歴史』、八木書店、二〇一八年。同「記紀」以外の古代史書——「大倭本紀」と「仮名日本紀」を中心に、『ヒストリア』二七二、二〇一九年。

(49) この解釈に従う限り、彼らのこの二ヶ月間の動向は以下のようになる。九月廿二日に越州管轄下の余姚県(今の浙江省寧波市に所属)に着陸し、四十日をかけてようやく越州(当時の州治は会稽、現在の浙江省紹興市にあたる)之底(不明であるが、州治あるいは越州の辺境を指すか)に到着した。十五日の「乗駅入京」は、二週間かけて長安に到着したと考えるか、あるいは越州から出発の記事と見るかはやや定かでないが、そこから更に二週間後の二十九日には東京洛陽に到着した。違和感が漂う解釈であり、脱

文などをむわせるが、現状ではこのように読むしかない。

また、この問題に関して関根淳氏はやや異なる解釈をしている。関根氏の論理は、「無十月二字」を取って「閏十月」の「十月」を衍字と見て、九月廿二日に余姚県、閏九月に越州、十月十五日や廿九日に入京という概算を立てている。論理的に考えるとこちらの時間配分は何となく自然のよう
に感じられるが、残念ながらこの年に「閏九月」は存在しないため、この説には従えない。前掲関根淳「『記紀』以外の古代史書——「大倭本紀」と「仮名日本紀」を中心に」参照。

(50) 当時最新の唐王朝関連史料としては、柳芳『唐歴』が想起される。藤原佐世の『日本国見在書目録』や三善清行の『革命勘文』など、九世紀末の日本史料に『唐歴』の書名が見えるため、九世紀末までの伝来は確認できるが（そもそも、前掲【史料5】を参照すれば、承平講書の問答では『唐歴』が利用されていることは明らかである）、元慶講書に利用できたか否かに関しては立証できない。

(51) 津田博幸「偽書づくりのわざ」、同「日本紀講と先代旧事本紀」、同「聖徳太子と『先代旧事本紀』」、いずれも前掲『生成する古代文学』所収。

(52) 工藤重矩「延喜六年日本紀竟宴和歌の歌人たち」、『平安朝律令社会の文学』、ぺりかん社、一九九三年。

(53) 和田英松「藤原基経の廃立」、『中央史壇』二ノ五、一九二二年。同「藤原基経阿衡に就て」、『中央史壇』十二ノ四、一九二六年。

(54) 河内祥輔「光孝擁立問題の視角」、『古代政治史における天皇制の論理』（増訂版）、吉川弘文館、二〇一四年。

(55) 坂本賞三「関白の創始」、『神戸学院大学人文学部紀要』三、一九九一年。

(56) 坂上康俊「関白の成立過程」、笹山晴生先生「還暦記念会編『日本古代史論集』、吉川弘文館、一九九三年。同「初期の摂政・関白について」、笹山晴生編『日本律令制の展開』、吉川弘文館、二〇〇三年。

(57) 今正秀「摂政制成立考」、『史学雑誌』一〇六ノ一、一九九七年。同「摂

政制成立再考」、『国史学』一九七、二〇〇九年。

(58) 滝浪貞子「陽成天皇廃位の真相」、隴谷寿・山中章編『平安京とその時代』、思文閣出版、二〇〇九年。同「藤原良房・基経」、ミネルヴァ書房、二〇一七年。

(59) 『日本三代実録』貞観十八年十二月甲辰朔条。

(60) 美川圭「平安時代の政務とその変遷」、『院政の研究』、臨川書店、一九九六年。

(61) 山中裕「源融」、『平安人物志』、東京大学出版会、一九七四年。

(62) 『日本三代実録』元慶八年（八八四）二月五日丙申条、「親王公卿引文武百官、奉迎天皇。即日鸞輿入御東宮、親王公卿扈從。天皇当出宮、未御輦輿之前、太政大臣詣宮、奏聞起居、解却太上天皇勅賜之劍、腰底既空。兵部卿本康親王・左大臣源朝臣融、先侍尚帶劍。乍驚相視、各自解之。天皇即時、賜三人帶劍」。また、河内祥輔氏が指摘したように、この光孝天皇の即位儀礼は極めて特殊な儀式次第を取り、貞観年間撰とされる『儀式』に記載される「讓国儀」を踏んでおらず、それが光孝の即位が立太子を経ておらず、親王公卿の要請に応えた形を取ったためであるという。

(63) 大津透『道長と宮廷社会』、講談社、二〇〇一年。

(64) 時野谷滋「年給制度の研究」、『律令封祿制度史の研究』、吉川弘文館、一九七七年。尾上陽介「年爵制度の変遷とその本質」、『東京大学史料編纂所紀要』四、一九九四年。同「年官制度の本質」、『史観』一四五、二〇〇一年。

(65) 『日本紀略』康保元年二月廿五日条。

(66) 吉川真司「撰関政治の転成」、『律令官僚制の研究』、塙書房、一九九八年。

(67) 上島享「大規模造宮の時代」、『日本中世社会の形成と王権』、名古屋大学出版会、二〇一〇年。

